

春日部市保育所条例の一部を改正する条例

春日部市保育所条例（平成１７年条例第９２号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
(名称、位置及び定員)			(名称、位置及び定員)		
第２条			第２条		
名称	位置	入所定員	名称	位置	入所定員
春日部市立第 ９保育所	春日部市粕壁三丁目 ８番１号	120人	春日部市立第 ９保育所	春日部市粕壁三丁目 ８番１号	120人
春日部市立八 木崎保育所	春日部市粕壁5435番 地 1	120人			

附 則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。